

予算の要領の公表

宮 崎 県

平成28年度宮崎県一般会計予算

平成28年度宮崎県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 582,072,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成28年2月19日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 税		千円 94,690,000
	1 県 民 税	32,393,402
	2 事 業 税	17,996,694
	3 地 方 消 費 税	17,712,216
	4 不 動 産 取 得 税	2,089,736
	5 県 た ば こ 税	1,327,137
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	472,667
	8 自 動 車 税	12,908,402
	9 鉦 区 税	6,001
	11 自 動 車 取 得 税	852,981
	12 軽 油 引 取 税	8,689,798
	13 狩 猟 税	28,870
	14 産 業 廃 棄 物 税	212,096
	2 地 方 消 費 税 清 算 金	
1 地 方 消 費 税 清 算 金		41,857,347
3 地 方 譲 与 税		18,034,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,226,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	117,000
	4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	149,000
	5 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	15,542,000

款	項	金額
4 地方特例交付金		千円 258,000
	1 地方特例交付金	258,000
5 地方交付税		182,703,000
	1 地方交付税	182,703,000
6 交通安全対策特別交付金		550,000
	1 交通安全対策特別交付金	550,000
7 分担金及び負担金		1,936,441
	1 分 担 金	75,642
	2 負 担 金	1,860,799
8 使用料及び手数料		10,511,019
	1 使 用 料	7,716,600
	2 手 数 料	57,180
	3 証 紙 収 入	2,737,239
9 国庫支出金		84,992,935
	1 国 庫 負 担 金	39,743,103
	2 国 庫 補 助 金	42,924,486
	3 委 託 金	2,325,346
10 財産収入		995,323
	1 財 産 運 用 収 入	732,897
	2 財 産 売 払 収 入	262,426
11 寄 附 金		104,699
	1 寄 附 金	104,699

一般会計

款	項	金額
12 繰入金		千円 29,858,925
	1 特別会計繰入金	1,460,094
	2 基金繰入金	28,398,831
14 諸収入		56,886,511
	1 延滞金、加算金及び過料等	134,777
	2 県預金利子	8,435
	3 貸付金元利収入	42,571,505
	4 受託事業収入	629,843
	5 収益事業収入	3,018,387
	7 雑入	10,521,247
	8 利子割精算金収入	2,317
15 県債		58,693,800
	1 県債	58,693,800
歳入合計		582,072,000

歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		千円 1, 142, 326
	1 議 会 費	1, 142, 326
2 総 務 費		26, 874, 658
	1 総 務 管 理 費	11, 905, 851
	2 企 画 費	5, 597, 426
	3 徴 税 費	5, 219, 345
	4 市 町 村 振 興 費	1, 653, 620
	5 選 挙 費	655, 507
	6 防 災 費	1, 152, 481
	7 統 計 調 査 費	354, 225
	8 人 事 委 員 会 費	142, 354
	9 監 査 委 員 費	193, 849
	3 民 生 費	
1 社 会 福 祉 費		59, 876, 103
2 児 童 福 祉 費		22, 112, 229
3 生 活 保 護 費		3, 728, 554
4 災 害 救 助 費		92, 091
4 衛 生 費		19, 920, 186
	1 公 衆 衛 生 費	4, 536, 694
	2 環 境 衛 生 費	4, 372, 747

一般会計

款	項	金額
	3 保 健 所 費	1,714,911 <small>千円</small>
	4 医 藥 費	9,295,834
5 勞 働 費		1,604,012
	1 勞 政 費	278,810
	2 職 業 訓 練 費	1,220,094
	4 勞 働 委 員 会 費	105,108
6 農 林 水 産 業 費		58,703,435
	1 農 業 費	15,972,578
	2 畜 産 業 費	7,124,699
	3 農 地 費	12,891,555
	4 林 業 費	16,688,068
	5 水 産 業 費	6,026,535
7 商 工 費		40,872,355
	1 商 業 費	37,202,302
	2 工 鉱 業 費	2,649,919
	3 観 光 費	1,020,134
8 土 木 費		60,496,342
	1 土 木 管 理 費	3,712,268
	2 道 路 橋 梁 費	32,681,000
	3 河 川 海 岸 費	14,653,528
	4 港 湾 費	4,663,792
	5 都 市 計 画 費	2,746,935

款	項	金額
	6 住 宅 費	千円 2,038,819
9 警 察 費		27,226,567
	1 警 察 管 理 費	24,189,542
	2 警 察 活 動 費	3,037,025
10 教 育 費		114,811,530
	1 教 育 総 務 費	23,386,548
	2 小 学 校 費	34,598,659
	3 中 学 校 費	23,308,734
	4 高 等 学 校 費	20,109,610
	5 特 別 支 援 学 校 費	8,560,517
	6 社 会 教 育 費	2,332,114
	7 保 健 体 育 費	1,438,163
	8 大 学 費	1,077,185
11 災 害 復 旧 費		15,375,120
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	6,069,225
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	9,120,495
	3 文 教 施 設 災 害 復 旧 費	92,700
	4 県 有 施 設 災 害 復 旧 費	92,700
12 公 債 費		88,728,146
	1 公 債 費	88,728,146
13 諸 支 出 金		40,408,346
	2 地 方 消 費 税 清 算 金	17,501,581

一般会計

款	項	金額
	3 利子割交付金	千円 123,167
	4 配当割交付金	545,975
	5 株式等譲渡所得割交付金	333,201
	6 地方消費税交付金	21,005,339
	7 ゴルフ場利用税交付金	330,850
	8 自動車取得税交付金	567,233
	9 利子割精算金	1,000
14 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳出合計		582,072,000

第2表 債務負担行為

追 加

事 項	期 間	限 度 額
		千円
(税 務 課)		
自動車税納税通知書等印字・封入封緘委託業務	平成28年度から 平成29年度まで	16,400
(環境森林課)		
平成28年度に日本政策金融公庫が宮崎県林業公社に融資したことによって損害を受けた場合の損失補償	平成28年度から 平成48年度まで	借入額 724,090 利 率 年 2.5%以内 償還期限到来後10ヶ月の期間満了の日（以下「損失確定日」という。）において弁済していない元利金合計額並びに遅延損害金に相当する額及び損失確定日の翌日から補償履行の日までの利率年11.0%に相当する利息
(商工政策課)		
平成28年度設備貸与機関損失補償	平成28年度から 平成35年度まで	125,000
平成28年度中小企業融資制度損失補償	平成28年度から 平成44年度まで	100,000
(労働政策課)		
宮崎成長産業人材育成事業	平成28年度から 平成29年度まで	299,991
平成28年度離職者等再就職訓練事業	平成28年度から 平成29年度まで	70,000
(地域農業推進課)		
平成28年度に公益社団法人全国農地保有合理化協会が公益社団法人宮崎県農業振興公社に担い手支援資金を融資したことによって損害を受けた場合の損失補償	平成28年度から 平成39年度まで	借入額 210,000 利 率 無利子 最終償還期限に弁済していない元利金及び遅延損害金に相当する額
平成28年度に公益社団法人全国農地保有合理化協会が公益社団法人宮崎県農業振興公社に条件整備資金を融資したことによって損害を受けた場合の損失補償	平成28年度から 平成39年度まで	借入額 44,000 利 率 無利子 最終償還期限に弁済していない元利金及び遅延損害金に相当する額

事 項	期 間	限 度 額
		千円
(営農支援課)		
平成28年度農業近代化資金利子補給	平成28年度から 平成49年度まで	781,029
平成28年度災害資金、経済変動・伝染病等対策資金利子補給	平成28年度から 平成34年度まで	12,188
平成28年度農業経営負担軽減支援資金利子補給	平成28年度から 平成44年度まで	23,862
(農村整備課)		
県営広域営農団地農道整備事業(沿海北部6期)	平成28年度から 平成30年度まで	1,900,000
(水産政策課)		
平成28年度漁業近代化資金利子補給	平成28年度から 平成49年度まで	157,516
平成28年度漁業経営維持安定資金利子補給	平成28年度から 平成44年度まで	9,091
(畜産振興課)		
平成28年度に金融機関が公益社団法人宮崎県農業振興公社に公共畜産環境総合整備事業資金及び公共畜産基盤再編総合整備事業資金を融資したことによって損害を受けた場合の損失補償	平成28年度から 平成30年度まで	借入額 177,000 利率 年 3.5%以内 最終償還期限に弁済していない元利金及び遅延損害金に相当する額
平成28年度畜産特別資金融通助成事業利子補給	平成28年度から 平成53年度まで	14,300
(道路建設課)		
公共道路新設改良事業費 主要地方道高鍋高岡線防災・安全社会資本整備交付金事業(本庄橋下部工)	平成28年度から 平成29年度まで	500,000
公共道路新設改良事業費 一般県道城ヶ崎清武線社会資本整備総合交付金事業(一ツ葉有料道路オフランプ橋上下部工)	平成28年度から 平成29年度まで	100,000
公共道路新設改良事業費 一般県道塩鶴木崎線防災・安全社会資本整備交付金事業(第一竹ノ内橋下部工A2、P1)	平成28年度から 平成29年度まで	100,000
公共道路新設改良事業費 一般県道塩鶴木崎線防災・安全社会資本整備交付金事業(第二竹ノ内橋下部工A1)	平成28年度から 平成29年度まで	50,000

事 項	期 間	限 度 額
公共道路新設改良事業費 主要地方道宮崎インター佐土原線防災 ・安全社会資本整備交付金事業（一ツ 葉大橋耐震補強工）	平成28年度から 平成29年度まで	千円 250,000
公共道路新設改良事業費 主要地方道宮崎西環状線防災・安全社 会資本整備交付金事業（相生橋旧橋撤 去工）	平成28年度から 平成30年度まで	450,000
公共道路新設改良事業費 主要地方道日南志布志線防災・安全社 会資本整備交付金事業（仮屋1号橋上 下部工）	平成28年度から 平成29年度まで	150,000
公共道路新設改良事業費 一般県道元狩倉日南線防災・安全社会 資本整備交付金事業（山本橋仮橋賃料 、保守点検）	平成28年度から 平成31年度まで	105,000
公共道路新設改良事業費 一般県道元狩倉日南線防災・安全社会 資本整備交付金事業（山本橋旧橋上部 工撤去工）	平成28年度から 平成29年度まで	100,000
公共道路新設改良事業費 一般県道飯野松山都城線地域連携道路 事業（川内嫁坂橋上部工）	平成28年度から 平成29年度まで	100,000
公共道路新設改良事業費 主要地方道諸塚高千穂線防災・安全社 会資本整備交付金事業（丸小野橋上部 工）	平成28年度から 平成29年度まで	50,000
公共道路新設改良事業費 国道 219号防災・安全社会資本整備交 付金事業（小春2号橋A1、A2）	平成28年度から 平成30年度まで	350,000
公共道路新設改良事業費 国道 265号防災・安全社会資本整備交 付金事業（十根川橋上下部工）	平成28年度から 平成29年度まで	100,000
公共道路新設改良事業費 国道 327号防災・安全社会資本整備交 付金事業（佐土の谷2号トンネル）	平成28年度から 平成29年度まで	700,000
公共道路新設改良事業費 国道 219号道路交通円滑化事業（広瀬 バイパス）	平成28年度から 平成30年度まで	90,000
公共道路新設改良事業費 一般県道飯野松山都城線地域連携道路 事業（城下橋下部工）	平成28年度から 平成29年度まで	60,000

一般会計

事 項	期 間	限 度 額
公共道路新設改良事業費 一般県道清武南インター線社会資本整備総合交付金事業（清武南インターチェンジ） （道路保全課）	平成28年度から 平成30年度まで	千円 150,000
沿道修景美化推進対策費 （河 川 課）	平成28年度から 平成29年度まで	669,569
ダム施設整備事業費 立花ダム堰堤改良事業（中継局新設及びテレメーター更新）	平成28年度から 平成29年度まで	100,000
公共河川事業費 五ヶ瀬川・日之影川土地利用一体型水防災事業（護岸補強工事）	平成28年度から 平成29年度まで	192,000
公共河川事業費 猿ヶ瀬川障害防止対策事業（樋門工） （建築住宅課）	平成28年度から 平成29年度まで	150,000
平成28年度公営住宅建設費 （文化財課）	平成28年度から 平成30年度まで	389,000
民家園文化財再生・伝世事業 （警察本部）	平成28年度から 平成29年度まで	38,056
平成28年度警察共済組合宮崎県支部交番、駐在所庁舎借家料	平成28年度から 平成38年度まで	81,990
えびの警察署庁舎建設整備事業	平成28年度から 平成29年度まで	874,133

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
石綿健康被害 救済基金拠出金	千円 13,800	証書借入 又は証券発 行の方法に よる。 発行価格 が額面金額 を下回ると きは、その 発行差額を うめるため 必要な金額 を加算した 額を限度額 とすること ができる。	9.0以 内（ただ し、利率 見直し方 式で借り 入れる資 金につい て利率の 見直しを 行った後 において は、当該 見直し後 の利率）	起債の日から30年以内に おいて、元利均等、元金均 等又は満期一括などの方法 により償還する。 ただし、県財政の都合に より措置期間及び償還期限 を短縮し、若しくは繰上償 還又は借換えることができ る。 その他政府資金の融通を 受けるときは、当該機関の 定める条件による。
携帯電話等エリア 整備事業	14,900			
庁舎公舎等整備事業	197,400			
山地治山事業	1,303,700			
林道事業	710,300			
農地防災事業	404,900			
土地改良事業	1,534,600			
漁港事業	716,000			
河川事業	3,266,700			
砂防事業	1,869,600			
港湾事業	1,357,800			
道路橋梁事業	8,096,500			
高速自動車国道 建設事業	1,719,400			
臨時県道整備事業	2,539,300			
地域づくり関連 道路整備事業	726,700			
公営住宅建設事業	459,600			
海岸保全河川事業	211,600			
海岸保全港湾事業	12,300			
海岸保全漁港事業	112,100			
街路事業	472,800			
公園事業	119,500			

一般会計

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
空港整備対策事業	千円 224,100		%	
自然災害防止事業	388,200			
臨時河川等整備事業	79,000			
高等学校整備事業	736,500			
交通安全施設整備事業	367,500			
警察施設整備事業	59,400			
災害復旧事業	3,837,600			
退職手当債	2,000,000			
臨時財政対策債	25,142,000			
計	58,693,800			

平成28年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算

平成28年度宮崎県の開発事業特別資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,860千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年2月19日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

開発事業特別資金

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
10 財 産 収 入		千円 258
	1 財 産 運 用 収 入	258
12 繰 入 金		17,601
	2 基 金 繰 入 金	17,601
13 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		17,860

歳 出

款	項	金 額
2 総 務 費		千円 17,860
	2 企 画 費	17,860
歳 出 合 計		17,860

平成28年度宮崎県公債管理特別会計予算

平成28年度宮崎県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 109,163,229千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年2月19日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

公債管理

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
12 繰 入 金		千円 89,008,929
	2 基 金 繰 入 金	833,300
	3 一 般 会 計 繰 入 金	88,175,629
15 県 債		20,154,300
	1 県 債	20,154,300
歳 入 合 計		109,163,229

歳 出

款	項	金 額
2 総 務 費		千円 1,727,300
	1 総 務 管 理 費	1,727,300
12 公 債 費		107,435,929
	1 公 債 費	107,435,929
歳 出 合 計		109,163,229

平成28年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

平成28年度宮崎県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 361,369千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年2月19日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
12 繰 入 金		千円 4,817
	3 一 般 会 計 繰 入 金	4,817
13 繰 越 金		214,880
	1 繰 越 金	214,880
14 諸 収 入		141,672
	3 貸 付 金 元 利 収 入	117,087
	7 雑 入	24,585
歳 入 合 計		361,369

歳 出

款	項	金 額
3 民 生 費		千円 361,369
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 費	361,369
歳 出 合 計		361,369

平成28年度宮崎県山林基本財産特別会計予算

平成28年度宮崎県の山林基本財産特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 142,362千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、90,000千円と定める。

平成28年2月19日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
8 使用料及び手数料		千円 100
	1 使 用 料	100
10 財 産 収 入		62,742
	1 財 産 運 用 収 入	1,542
	2 財 産 売 払 収 入	61,200
12 繰 入 金		78,000
	3 一 般 会 計 繰 入 金	78,000
14 諸 収 入		1,520
	2 県 預 金 利 子	10
	7 雑 入	1,510
歳 入 合 計		142,362

歳 出

款	項	金 額
6 農 林 水 産 業 費		千円 60,428
	4 林 業 費	60,428
12 公 債 費		81,934
	1 公 債 費	81,934
歳 出 合 計		142,362

平成28年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算

平成28年度宮崎県の拡大造林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 204,307千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第 235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000千円と定める。

平成28年 2月19日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
10 財 産 収 入		千円 168,214
	2 財 産 売 払 収 入	168,214
12 繰 入 金		31,000
	3 一 般 会 計 繰 入 金	31,000
14 諸 収 入		5,093
	2 県 預 金 利 子	100
	7 雑 入	4,993
歳 入 合 計		204,307

歳 出

款	項	金 額
6 農 林 水 産 業 費		千円 128,022
	4 林 業 費	128,022
12 公 債 費		76,285
	1 公 債 費	76,285
歳 出 合 計		204,307

平成28年度宮崎県林業改善資金特別会計予算

平成28年度宮崎県の林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 255,587千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年2月19日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

林業改善資金

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
12 繰 入 金		千円 4,306
	3 一 般 会 計 繰 入 金	4,306
13 繰 越 金		123,109
	1 繰 越 金	123,109
14 諸 収 入		128,172
	2 県 預 金 利 子	5
	3 貸 付 金 元 利 収 入	127,550
	7 雑 入	617
歳 入 合 計		255,587

歳 出

款	項	金 額
6 農 林 水 産 業 費		千円 255,587
	4 林 業 費	255,587
歳 出 合 計		255,587

平成28年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

平成28年度宮崎県の小規模企業者等設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 331,984千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年2月19日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

小規模企業者等設備導入資金

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
12 繰 入 金		千円 5,993
	3 一 般 会 計 繰 入 金	5,993
13 繰 越 金		77,952
	1 繰 越 金	77,952
14 諸 収 入		248,039
	3 貸 付 金 元 利 収 入	247,339
	7 雑 入	700
歳 入 合 計		331,984

歳 出

款	項	金 額
7 商 工 費		千円 229,682
	1 商 業 費	229,682
12 公 債 費		102,302
	1 公 債 費	102,302
歳 出 合 計		331,984

平成28年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算

平成28年度宮崎県のえびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,292千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年2月19日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

えびの高原スポーツレクリエーション施設

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
12 繰 入 金		千円 1,292
	3 一 般 会 計 繰 入 金	1,292
歳 入 合 計		1,292

歳 出

款	項	金 額
7 商 工 費		千円 1,292
	3 観 光 費	1,292
歳 出 合 計		1,292

平成28年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算

平成28年度宮崎県の県営国民宿舎特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 173,833千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年2月19日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

県営国民宿舎

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
7 分担金及び負担金		千円 53,568
	2 負 担 金	53,568
8 使用料及び手数料		150
	1 使 用 料	150
10 財 産 収 入		2,899
	1 財 産 運 用 収 入	2,899
12 繰 入 金		117,216
	3 一 般 会 計 繰 入 金	117,216
歳 入 合 計		173,833

歳 出

款	項	金額
7 商 工 費		千円 17,259
	3 観 光 費	17,259
12 公 債 費		156,574
	1 公 債 費	156,574
歳 出 合 計		173,833

平成28年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成28年度宮崎県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 144,963千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年2月19日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

沿岸漁業改善資金

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
12 繰 入 金		千円 938
	3 一 般 会 計 繰 入 金	938
13 繰 越 金		98,475
	1 繰 越 金	98,475
14 諸 収 入		45,550
	2 県 預 金 利 子	10
	3 貸 付 金 元 利 収 入	45,540
歳 入 合 計		144,963

歳 出

款	項	金 額
6 農 林 水 産 業 費		千円 144,963
	5 水 産 業 費	144,963
歳 出 合 計		144,963

平成28年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算

平成28年度宮崎県の公共用地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 357,653千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年2月19日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

公共用地取得事業

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
10 財 産 収 入		千円 30,000
	2 財 産 売 払 収 入	30,000
12 繰 入 金		327,653
	3 一 般 会 計 繰 入 金	327,653
歳 入 合 計		357,653

歳 出

款	項	金 額
8 土 木 費		千円 357,653
	1 土 木 管 理 費	357,653
歳 出 合 計		357,653

平成28年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算

平成28年度宮崎県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 914,771千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年2月19日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

港湾
整備
事業

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
8 使用料及び手数料		千円 430,419
	1 使 用 料	430,419
12 繰 入 金		484,352
	3 一 般 会 計 繰 入 金	484,352
歳 入 合 計		914,771

歳 出

款	項	金 額
8 土 木 費		千円 429,073
	4 港 湾 費	429,073
12 公 債 費		483,698
	1 公 債 費	483,698
14 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		914,771

平成28年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算

平成28年度宮崎県の県立学校実習事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 208,369千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年2月19日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

県立学校実習事業

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
10 財 産 収 入		千円 184,920
	2 財 産 売 払 収 入	184,920
13 繰 越 金		23,449
	1 繰 越 金	23,449
歳 入 合 計		208,369

歳 出

款	項	金額
10 教 育 費		千円 208,369
	4 高 等 学 校 費	208,369
歳 出 合 計		208,369

平成28年度宮崎県育英資金特別会計予算

平成28年度宮崎県の育英資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,275,550千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年2月19日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

育英資金

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
12 繰入金		千円 23,210
	3 一般会計繰入金	23,210
13 繰越金		285,941
	1 繰越金	285,941
14 諸収入		966,399
	3 貸付金元利収入	804,465
	7 雑入	161,934
歳入合計		1,275,550

歳 出

款	項	金額
10 教育費		千円 1,275,550
	1 教育総務費	1,275,550
歳出合計		1,275,550

平成28年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算

（総 則）

第1条 平成28年度宮崎県公営企業会計（電気事業）の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1） 年間供給電力量 501,591,000kWh

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	5,081,473千円
第1項 営業収益	4,650,247千円
第2項 附帯事業収益	35,475千円
第3項 財務収益	240,916千円
第4項 営業外収益	154,835千円
第5項 特別利益	0千円
支 出	
第1款 事業費	4,796,553千円
第1項 営業費用	4,377,309千円
第2項 附帯事業費用	39,559千円
第3項 財務費用	91,978千円
第4項 営業外費用	237,707千円
第5項 特別損失	0千円
第6項 予備費	50,000千円
収 支 残	284,920千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支

出額に対し不足する額 1,635,779千円は、減債積立金 157,930千円、地方振興積立金 1,000,000千円、建設改良積立金 143,472千円、過年度分損益勘定留保資金 297,765千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額36,612千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	726,072千円
第1項 固定資産売却代金	1千円
第2項 貸付金返還金	726,071千円
支 出	
第1款 資本的支出	2,361,851千円
第1項 建設改良費	727,485千円
第2項 企業債償還金	534,352千円
第3項 繰出金	1,000,000千円
第4項 雑支出	14千円
第5項 予備費	100,000千円
収支残	-1,635,779千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(1) (款) 事業費 (項) 営業費用

年割額

事業名 年度	綾第一発電所発電機自 動制御装置更新工事	計
	千円	千円
平成28年度	0	0
平成29年度	1,163	1,163
平成30年度	1,163	1,163
計	2,326	2,326

(2) (款) 資本的支出 (項) 建設改良費

年割額

事業名 年度	綾第一発電所発電機自 動制御装置更新工事	計
	千円	千円
平成28年度	39,204	39,204
平成29年度	154,498	154,498
平成30年度	115,294	115,294
計	308,996	308,996

（一時借入金）

第6条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- （1）営業費用
- （2）附帯事業費用
- （3）財務費用
- （4）営業外費用
- （5）特別損失

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- （1）職員給与費 1,006,293千円
- （2）交際費 300千円

（たな卸資産購入限度額）

第9条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

平成28年2月19日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

平成28年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算

（総 則）

第1条 平成28年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水事業所数 14社
- (2) 年間総給水量 36,101,420m³

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	400,972千円
第1項 営業収益	334,520千円
第2項 営業外収益	66,452千円
第3項 特別利益	0千円
支 出	
第1款 事業費	387,401千円
第1項 営業費用	365,454千円
第2項 営業外費用	11,947千円
第3項 特別損失	0千円
第4項 予備費	10,000千円
収 支 残	13,571千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 204,576千円は、減債積立金10,339千円、借入金償還積立金 116,104千円、過年度分損益勘定留保資金76,875千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,258千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	0千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	204,576千円
第1項 建 設 改 良 費	24,133千円
第2項 企 業 債 償 還 金	10,339千円
第3項 借 入 金 償 還 金	160,104千円
第4項 予 備 費	10,000千円
収 支 残	-204,576千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営 業 費 用
- (2) 営 業 外 費 用
- (3) 特 別 損 失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 67,656千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

平成28年2月19日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

平成28年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算

（総 則）

第1条 平成28年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間施設利用者数 33,500人

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	27,467千円
第1項 営業収益	21,725千円
第2項 営業外収益	5,742千円
第3項 特別利益	0千円
支 出	
第1款 事業費	25,349千円
第1項 営業費用	24,115千円
第2項 営業外費用	234千円
第3項 特別損失	0千円
第4項 予備費	1,000千円
収 支 残	2,118千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額45,299千円は、借入金償還積立金 9,968千円、過年度分損益勘定留保資金34,075千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,256千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	700千円
第1項 出資金返還金	700千円
	支 出
第1款 資本的支出	45,999千円
第1項 建設改良費	33,021千円
第2項 借入金償還金	9,968千円
第3項 雑 支出	10千円
第4項 予 備 費	3,000千円
収 支 残	-45,299千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,034千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、2,000千円と定める。

平成28年2月19日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

平成28年度宮崎県立病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成28年度宮崎県立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数 1,432床

(2) 年間患者数

 入 院 357,700人

 外 来 364,500人

(3) 一日平均患者数

 入 院 980人

 外 来 1,500人

(4) 主要な建設改良事業

 県立宮崎病院改築基本設計委託 121,932千円

 県立延岡病院吸収式冷暖房機他改修工事 117,041千円

 医療器械等資産購入 1,401,998千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入
第1款 病院事業収益	30,975,434千円
第1項 医 業 収 益	26,092,637千円
第2項 医 業 外 収 益	4,282,331千円
第3項 特 別 利 益	600,466千円
支	出
第1款 病院事業費用	30,923,154千円
第1項 医 業 費 用	30,154,537千円
第2項 医 業 外 費 用	765,617千円

第3項 特別損失	0千円
第4項 予備費	3,000千円
収支残	52,280千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,672,883千円は、過年度分損益勘定留保資金 1,669,526千円並びに当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 3,357千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	3,866,920千円
第1項 企業債	2,162,700千円
第2項 一般会計負担金	1,704,220千円
支 出	
第1款 資本的支出	5,539,803千円
第1項 建設改良費	2,453,987千円
第2項 企業債償還金	3,048,816千円
第3項 投資	36,000千円
第4項 予備費	1,000千円
収支残	-1,672,883千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
県立宮崎病院改築実施設計委託費	平成28年度から 平成29年度まで	千円 300,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良工事	千円 840,200	証書借入又は証券発行の方法による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	% 9.0以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、当該見直し後の利率）	起債の日から30年以内において、元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。 ただし、都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えることができる。 その他政府資金の融通を受けるときは、当該機関の定める条件による。
資産購入	1,239,400			
電子カルテシステム整備事業	83,100			
計	2,162,700			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用
- (2) 医業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれ

らの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 15,032,545千円

(2) 交際費 500千円

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業運営費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、295,960千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、7,600,179千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
医療器械	SPECT-CT装置	1式
	放射線画像・動画サーバ	1

平成28年2月19日提出

宮崎県知事 河野俊嗣